

協議第 1 1 3 号

平成 1 6 年 月 日 確認

各種事務事業の取扱い（児童福祉事業）について

各種事務事業の取扱い（児童福祉事業）について別紙のとおり提出する。

平成 1 6 年 月 日 提出

津地区合併協議会

会長 近 藤 康 雄

協議項目	25 各種事務事業の取扱い	調整の内容(案)	<p>保育所入所負担金については、国徴収金額の合計の概ね72%（10市町村の平成13年度実績の加重平均）で徴収する。階層区分については、国の階層区分を原則とし、各市町村の実績を踏まえ細分化を図るものとする。細分化を図っても、入所負担金が大幅な上昇となる区分については、経過措置を講じるものとする。</p>
関係項目	児童福祉事業		

## 先進地事例

## 【瑞穂市】

(1)保育所における各種運営については、以下のとおり実施する。

ア 普通保育について、保育料については、階層区分は、国の階層区分基準の7段階とし、年齢区分は、国の基準の3歳未満児、3歳以上児とする。料金については、表第1のとおりとする。保育時間については、平日午前8時から午後4時まで、土曜日午前8時から午前12時までとする。対象児は10ヶ月児から5歳児、未満児保育実施施設は現行のとおりとする。

イ 早朝保育について、実施施設は、現行のとおりとし、保育時間は、午前7時30分から午前8時までとする。

ウ 長時間保育について、実施施設は、現行のとおりとし、保育時間は、午後4時から午後5時までとする。巢南町の長時間保育料は、新市においては廃止する。

エ 延長保育については、保育時間は、午後5時から午後7時までとする。実施施設は現行のとおりとし、対象児は、10ヶ月児から5歳児までとする。保育料については、A階層0円、B階層1,000円、C及びD階層5,000円とする。

(2)乳幼児福祉医療制度については、5歳の誕生日の末日まで入院、外来とも対象とする。

## 【かほく市】

1 保育時間については、高松町及び宇ノ気町の例による。

2 保育料の階層区分・定義については、国の徴収金基準額表を参考とし、料金については、合併時まで調整する。ただし、合併年度の残存期間の保育料については、現行のとおりとする。

3 乳児保育については、現行のとおり新市に引き継ぐものとする。

4 延長保育及び一時保育については、高松町の例による。ただし、延長保育のうち土曜日の時間延長については、15時までとする。

## 【対馬市】

・保育所関係...合併時に調整する。ただし、平成15年度については、それぞれ旧町の例による。

## 【いなべ市】

・児童福祉事業について、国、県等の制度に基づいて実施している事業は引き続き推進し、充実に努める。

・保育事業について、国、県等の制度に基づいて実施している事業は現行のとおりとする。

保育料については、合併後に統一する。